

～建設業の事業主の皆さんへ～

労働保険への正しい加入をお願いします。

労 働 保 険			
保険の種類	①労災保険(現場労災) 建設工事現場での労災保険	②労災保険(事務所等労災) 建設工事現場以外の資材置き場や倉庫、土場等での労災保険	雇用保険
加入の義務	元請事業場の事業主   	元請事業場・下請事業場に 関わらず、労働者を雇用する 事業主 	下記の条件に当てはまる労働者を 雇用している場合、年齢や本人の 希望の有無に関わりなく、加入する 必要があります。 (元請事業場・下請事業場いずれも対象) ① 1週間の所定労働時間が 20時間以上であること ② 31日以上引き続き雇用 されることが見込まれること
給付の概要	建設工事現場の労働者が、 業務中や通勤途上に被災 した場合、業務に起因して 発病した場合、また、業務 に関連して死亡した 場合に補償されます。 	会社事務所、資材置き場、土場 等での作業中(業務中)、また通 勤途上に被災された場合等に補 償されます。 ※こちらのケースでは現場労災 だけでは補償されません。	・労働者が失業した場合 ・働く人の能力開発 ・雇用を継続するための給付 (介護休業、育児休業など) ・事業所への助成金
保険料の負担	事業主	事業主	事業主および労働者
手続きするところ	事業所の所在地を管轄する 労働基準監督署	事業所の所在地を管轄する 労働基準監督署	事業所の所在地を管轄する 公共職業安定所 (ハローワーク)
注意	労災保険に加入していない状態で事故が発生した場合 「未加入災害」として、保険料を遡って徴収する他に、 労災保険から受けた給付額の全額または一部を事業主 に負担していただく 費用徴収 を行う場合があります。		

※詳しくは管轄の労働基準監督署またはハローワークにてご確認ください。



兵庫労働局HP



詳細版 (厚生労働省)
はこちらから



兵庫労働局・労働基準監督署・公共職業安定所
(ハローワーク)